

携帯電話本人確認のルールについて

2025年4月21日

テレコムサービス協会
MVNO委員会

1 SIMの不正転売

論点

- 不正転売の事例において、アルバイトの応募者から契約時に「闇バイトではない」旨の虚偽申告や、契約後も不正契約であった旨の申告を行うことが期待されず、事業者として不正検知が困難である中、どのような有効な対策が考えられるか。
- 応募者の中には、無断譲渡の違法性を認識せず、軽い気持ちで犯罪に手を染めてしまう者も想定されることから、犯罪を少しでも減らす観点から、違法性に対する理解を高めていく必要があるのではないか。

MVNO委員会の意見

- 本人確認書類が真正であり申込者の申告情報と一致する場合は申込手続きを進めざるを得ないため、申込手続きの段階で闇バイトかどうかを検知することは極めて困難です。
- SIMの不正転売が犯罪行為であること（無断譲渡の違法性や罰則等）を、事例を踏まえて官民連携のうえ広く周知啓発していくことが重要と考えます。

個社の取組み

- SIMカード配送時に、無断譲渡の違法性についての説明書面の同封。
- 重要事項説明時に、無断譲渡の違法性について説明。

2 法人の代理権（在籍確認）

論点

- 法人の担当者が来店して契約を行う場合、来店する担当者とその法人の代理権の有無（在籍確認）について、犯罪実態を踏まえつつ、分かりやすさや整合性の観点から、求められる要件を明確化すべきか。
- 在籍確認の在り方について何らか法令上の規定を設けるとした場合、どのような要件を定めるべきか。
- 仮に法令上の要件を定める場合、どのような確認書類を認めるべきか。

MVNO委員会の意見

- MVNO委員会（消費者問題分科会）では主に個人契約における消費者向けの各種課題について議論をされているところ、法人契約の課題としては現段階ではあがってきていない状況です。
- 犯罪実態や各種ニーズを踏まえつつご検討いただき、仮に見直しとなる場合は十分な準備期間を確保いただければと考えます。

個社の取組み

- 法人担当者の名刺や社員証など、社員であることを確認できる書類を提示いただき、在籍確認を実施。

3 他社の本人確認結果への依拠

論点

- 他社への本人確認結果への依拠を実施する場合、他社の本人確認結果の保証レベルが高く、継続的に本人確認事項が更新された最新情報を照合することが必要となるが、これをどのように担保すべきか。
- 他社への本人確認結果への依拠についてメリットや課題がある中、近時、ID/PASS等による本人確認が可能な契約形態を突いた不正契約が報告されていることも踏まえ、依拠を認める是非をどのように考えるか。
- 少なくとも携帯電話事業者への依拠については、保証レベルを上げる取組がまさに行われている段階にあることについて、どのように考えるか。
- 他方、金融機関の依拠については、金融機関からのニーズや運用の実現可能性を勘案して、議論を行っていく必要がある。

MVNO委員会の意見

- 個人契約においては今後JPKI方式が本人確認方法の主流となることが想定されるところ、他社の本人確認結果への依拠についてはメリットと不正契約等の諸課題を踏まえた慎重な議論が必要と考えます。

個社の取組み

- 現状、該当する取組みとして把握しているものはございません。

4 追加回線

論点

- 追加回線の本人確認については、省令上は簡易な方式が認められているが、そのような方式は利用者の利便性が高い一方、そこを狙った犯罪に悪用されている実態があることも踏まえ、規定の見直しを行うべきか。
- 本人確認は、当該ユーザーの本人特定事項とその正確性を確認する「身元確認」と、ある行為の作業者が本人によってなされていることを確認する「本人認証」の二つの組み合わせによって成り立っているところ、ID/PASS等による本人確認の規定は、1回線目の身元確認に対して、本人認証を行っていることだと考えられるが、現行法令上のID/PASS等のみによる本人認証の認証レベルは、十分に高いと言えるのか。
- 仮に規定の見直しを行う場合、音声SIMと音声SIM付Apple Watchなど様々なサービスがある中で、2回線目以降の回線契約に関する本人確認方式をどのような形で強化すべきか。なお、貸与（規則第19条第5項）においても同様に見直すべきか。

MVNO委員会の意見

- 個人契約においては、利便性の観点から、省令上の簡易な方法を維持しつつ、ID/PASS入力時の多要素認証等により本人認証レベルを高めていく必要があるものと考えます。

個社の取組み

- MVNO委員会へのヒアリングの結果（3/31締切）、回答頂いた11社は、2回線目以降の回線契約における本人確認は、1回線目と同様の本人確認手続きを実施。

5 上限契約台数

論点

- 契約台数の上限については、音声SIMについて自主的な業界ルールが存在するが、何らかの制度的な担保を行うべきか。
- 音声SIMに限らず、データSIMやAppleWatchの契約台数の上限についても、何らかの明確化が必要か。
- 契約台数の上限については、回線数が多ければ多いほど、不正契約があった場合に、被害が広がることを踏まえると、上限の基準を何回線とするべきか。

MVNO委員会の意見

- 音声SIMに限らず、IoTでの利用拡大など、今後モバイル通信サービスは、多様化することが想定されるところ、契約台数の上限規制は、イノベーションの阻害が強く懸念されることから、現行の通り自主的な業界ルール等を踏まえた各事業者における不正利用対策の考え方に委ねたほうが良いのではないかと考えます。

個社の取組み

- MVNO委員会へのヒアリングの結果（3/31締切）、回答頂いた11社は、個人利用について、明確に上限数を設けている。
事業者によって、上限数は2～10回線。

6 データSIM

論点

- データSIMについて、訪日外国人の本人確認などを簡易な方式で行うことにメリットがある一方、犯罪悪用の実態があることを踏まえ、本人確認義務の規定を設けるべきか。
- 仮にデータSIMについて本人確認を義務付ける場合、音声SIMとの違いとして、訪日外国人を含めて多様な形態での利用があることから、利用実態や実効性の観点を配慮した規定が必要なのではないか。例えば、訪日外国人の本人確認について、外国人に対する貸与の規定も参考になるのではないかと（携帯電話不正利用防止法規則第19条第1項2号）。
- また、データSIMには、IoT機器に利用されているものがある点について、どのように考えるか。
- SMS付データSIMとSMS無データSIMの悪用実態の違いについて、どのように考えるか。

MVNO委員会の意見

- 「SMS付データSIM」についてはSMS認証による各種アカウントの作成による不正利用等の実態がある一方、「SMS無データSIM（いわゆるデータ専用SIM）」についてはそのような不正利用等の実態はこれまで把握しておりません。
- 「SMS無データSIM（いわゆるデータ専用SIM）」は、IoT機器や訪日外国人向けのプリペイドSIM等にも利用されており、本人確認を義務付けることとなると利便性を大きく損なうこととなりますため、本人確認を義務づけるべきではないものと考えます。

個社の取組み

- 25年3月31日時点でSMS付きデータSIMについて、24社が音声サービスと同様の本人確認手続きを実施。内8社は、SMS無についても、本人確認手続きを実施。